

1963年度第7回宜野湾市議会定例会大體録

1. 1963年2月26日第7回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 奥太郎	2番	比 瀬 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 大	6番	伊 村 春 景
7番	相 領 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 晴
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 待	14番	伊 村 喜 水	15番	宮 城 辰 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	伊 村 盛 光	21番	古 波 誠 清 次郎

3. 不出席議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天 久 奥太郎	2番	比 瀬 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 大	6番	伊 村 春 景
7番	相 領 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 晴
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 待	14番	伊 村 喜 水	15番	宮 城 辰 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	伊 村 盛 光	21番	古 波 誠 清 次郎

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 伊 村 春 景 副市長 具 原 真 徳 収入役 伊 村 春 松
 秘書課長 松川 正徳 財政課長 西山 全喜 福祉課長 沢し 一

1963年度第7回宜野湾市議会定例会々議録

1. 1963年2月26日第7回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 奥太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	柏 領 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 誠 清 次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天 久 奥太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	柏 領 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 誠 清 次郎

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 具 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
 総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 次し 安一

建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正 義 書記 照 屋 誠 伊 佐 正 義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の決定について

日程第3. 議案第4号 宜野湾市議会事務局設置条例設定について

日程第4. 諮問第13号 宜野湾市行政区画設置規定の設定について

日程第5. 議案第6号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

日程第6. 諮問第2号 宜野湾都市計画市街地計画区域決定について

日程第7. 諮問第1号 宜野湾都市計画街路決定について

9. 会議の顛末

議 長～出席18名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立致しますので、只今より第7回宜野湾市議会定例会を開会致します。(午前10時20分)

5 番～議会招集の期目についてお伺い致します。

市町村自治法(第42条)並びに宜野湾市議会々議規則(第4条、第5条)に照し合せて、妥当であるかどうか、いわゆる議会の審議権を侵害していないかどうか。

議 長～暫休憩致します。(午前10時45分)

議 長～再開致します。(午前11時14分)

議 長～12番、19番の出席を報告致します。

議 長～では直ちに会議を開きます。

議 長～日程第1. 会期の決定について、お諮り致します。

議 0 番～^{案件}重要が大分ありますので、本会期は10日間にしたい。

建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅 伊佐 正義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の決定について

日程第3. 議案第4号 宜野湾市議会事務局設置条例設定について

日程第4. 諮問第11号 宜野湾市行政区画設置規定の設定について

日程第5. 議案第6号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

日程第6. 諮問第2号 宜野湾都市計画市街地計画区域決定について

日程第7. 諮問第1号 宜野湾都市計画街路決定について

9. 会議の顛末

議長～出席18名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立致しますので、只今より第7回宜野湾市議会定例会を開会致します。(午前10時20分)

5番～議会招集の期日についてお伺い致します。

市町村自治法(第42条)並びに宜野湾市議会々議規則(第4条・第5条)に照し合せて、妥当であるかどうか。いわゆる議会の審議権を侵奪していないかどうか。

議長～暫休憩致します。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前11時14分)

議長～12番・19番の出席を報告致します。

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定について、お諮り致します。

議0番～重要が大分ありますので、本会期は10日間にしたい。

議 長～只今10番議員より、10日間にしたいとの御意見がございましたが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本会期は本日より3月7日まで(10日間)と決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時29分)

議 長～再開致します。(午前11時46分)

議 長～日程第2、会議録署名議員の決定について、お諮り致します。

14番～会議録署名議員は議長の指名に一任する動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しましたお諮り致します。動議のとおり議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。
では、8番 石田 英正 14番 伊村 喜永の両議員を指名致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時48分)

議 長～(午前11時49分)再開致します。

議 長～日程第3、議案第4号 宜野湾市議会事務局設置条例設定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由にも示められた通り議決機関の12分の活動を計るため、市町村自治法第78条の規定によつて提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午前11時55分)

議長～只今10番議員より、10日間にしたいとの御意見がございましたが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期は本日より3月7日まで(10日間)と決定致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時29分)

議長～再開致します。(午前11時46分)

議長～日程第2.会議録署名議員の決定について、お諮り致します。

14番～会議録署名議員は議長の指名に一任する動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しましたお諮り致します。動議のとおり議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。
では、8番 石田 英正 14番 伊村 喜永の両議員を指名致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時48分)

議長～(午前11時49分)再開致します。

議長～日程第3.議案第4号 宜野湾市議会事務局設置条例設定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由にも示めされた通り議決機関の12分の活動を計るため、市町村自治法第78条の規定によつて提案してあります。

議長～本案に対する質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前11時55分)

議 長～再開致します。(午 前 零 時 5 分)

5 番～質疑、討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました
お語り致します。質疑、討論を省略することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに決定致します

議 長～では議案第 4 号 宜野湾市議会事務局設置条例設定についてを表決に付
します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第 4 号、宜野湾市議会事務局設置条例
設定についてを、原案通り可決決定致します。

議 長～日程第 4、諮問第 11 号、宜野湾市行政区画設置規程の設定について
を上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案は去つた 12 月 7 日付諮問致しました、末端行政区画の基本事項審
査答申に基づくもので、理由は良くわかりだと思ひますが。

宜野湾市の行政区が戦後の行政区で、いわゆる特定の境界でなく、と
びとびになつてゐる状態であり、その末端行政を行うに不便を感じて
おりますので、再編をして新しい年度からこれに應ずるおに施行して
行きたいと思つておりますので、宜しく御審議の程をお願い申しげま
す。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後 2 時 20 分)

議 長～再開致します。(午 4 時)

議 長～お語り致します。只今定刻 4 時であります但本日の日程が後 3 件残つ
ておりますので、後暫く時間延長をしたいと思ひますが。

議 長～再開致します。(午籐零時5分)

5 番～質疑・討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました
お語り致します。質疑・討論を省略することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑・討論を省略することに決定致します

議 長～では議案第4号宜野湾市議会事務局設置条例設定についてを表決に付
します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第4号、宜野湾市議会事務局設置条例
設定についてを、原案通り可決々定致します。

議 長～日程第4・諮問第11号、宜野湾市行政区画設置規程の設定について
を上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案は去つた12月7日付諮問致しました、末端行政区画の基本事項審
査答申に基づくもので、理由は良くわかりだと思ひますが。

宜野湾市の行政区が戦後の行政区で、いわゆる特定の境界でなく、と
びとびになつてゐる状態であり、その末端行政を行うに不便を感じて
おりますので、再編をして新しい年度からこれに應ずるよに施行して
行きたいと思つておりますので、宜しく御審議の程をお願い申しげま
す。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時20分)

議 長～再開致します。(午4時)

議 長～お語り致します。只今定刻4時であります但本日の日程が後3件残つ
ておりますので、後暫く時間延長をしたいと思ひますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～休憩中に話し合いがありましたように諮問第11号宜野湾市行政区画設置規程の設定については、質疑の段階において継続審議に付したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議と致します

議長～日程第5、議案第6号、宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～市町村税法の改正に伴いその一部を改正し税務事務を円滑ならしめたい。尚詳しいことについては、質疑にお答えしたいと思っておりますので、宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑をお願いします。

議長～暫休憩致します。(午後4時10分)

議長～再開致します。(午後4時25分)

議長～お語り致します。休憩中に大体質疑もつきたと思っておりますが、進行してよいかどうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する^{討論}審議を求めます。

4番～討論^{省略}の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議 長～休憩中に話し合いがありましたように諮問第11号宜野湾市行政区画設置規程の設定については、質疑の段階において継続審議に付したいと思いましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議と致します

議 長～日程第5、議案第6号、宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～市町村税法の改正に伴いその一部を改正し税務事務を円滑ならしめた
い。尚詳しいことについては、質疑にお答えしたいと思いますので、
宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑をお願いします。

議 長～暫休憩致します。(午後4時10分)

議 長～再開致します。(午後4時25分)

議 長～お語り致します。休憩中に大体質疑もつきたと思いますが、進行して
よいかどうか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4番 ～討論打ち切りの動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました

お語り致します。討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では議案第6号、宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを、
表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第6号、宜野湾市税条例の一部を改正
する条例についてを、原案通り可決決定致します。

議長～日程第6、諮問第2号、宜野湾都市計画市街地計画区域の決定につ
いてを上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～これを決定して、政府に申請しなければ出来ないので、この案で良い
かどうかをお語りしてあります。詳しいことについては皆様の御質疑
にお答えしたいと思っております。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案の質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時52分)

休憩中に御意見がありましたように、諮問第2号、宜野湾都市計画市街地計画
区域の決定については、質疑の段階で継続審議に付したいと思えます
が、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案を質疑の段階において、継続審議
と致します。

議長～日程第7、諮問第1号、宜野湾都市計画市街路決定についてを上程致し

お語り致します。討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では議案第6号、宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを、
表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第6号、宜野湾市税条例の一部を改正
する条例についてを、原案通り可決々定致します。

議長～日程第6。諮問第2号、宜野湾都市計画市街地計画区域の決定につ
いてを上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～これを決定して、政府に申請しなければ出来ないので、この案で良い
かどうかをお語りしてあります。詳しいことについては皆様の御質疑
にお答えしたいと思っております。宜しく御審議の程をお願い申し上
げます。

議長～本案の質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時52分)

休憩中に御意見がありましたように、諮問第2号、宜野湾都市計画市街地計画
区域の決定については、質疑の段階で継続審議に付したいと思いき
ますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案を質疑の段階において、継続審議
と致します。

議長～日程第7。諮問第1号、宜野湾都市計画街路決定についてを上程致し

ます。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先の諮問第2号と同じく政府に提出するためのものであります。尚詳しいことについては、皆様の御質疑にお答えしたいと思っております。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を願います。

10番～この図面を見た場合、軍用地内にも計画がなされておりますが、軍と話し合いされてのものか。

市 長～はい、普天間ひ行場の分は親善委員会において、話し合っております。

議 長～暫休憩致します。(午後5時10分)

議 長～再開致します。(午後5時30分)

議 長～諮問第1号、宜野湾都市計画街路決定については、質疑の段階においく継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第1号、宜野湾都市計画街路決定については、質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～本日の日程はこれで全部終了致しましたので、本日の会議はこれを以つて終ることに致します。尚明日は午前10時より会議を開きます。

散会(午後5時40分)

ます。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先の諮問第2号と同じく政府に提出するためのものです。尚詳しいことについては、皆様の御質疑にお答えしたいと思っております。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を願います。

10番～この凶面を見た場合、軍用地内にも計画がなされておりますが、軍と話し合いされてのものか。

市長～はい、普天間ひ行場の分は親善委員会において、話し合っております。

議長～暫休憩致します。(午後5時10分)

議長～再開致します。(午後5時30分)

議長～諮問第1号、宜野湾都市計画街路決定については、質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第1号、宜野湾都市計画街路決定については、質疑の段階において継続審議と致します。

議長～本日の日程はこれで全部終了致しましたので、本日の会議はこれを以つて終ることに致します。尚明日は午前10時より会議を開きます。

散会(午後5時40分)